



平生町お知らせ版

令和6年（2024年）10月25日

お知らせ版の発行について

令和6年4月から町民の皆さんへの情報発信の一元化を目的として、お知らせ版の発行回数を毎月1回（試行期間：4月～9月）としています。このたび、10月以降のお知らせ版発行について行政協力員の皆さんへアンケートを実施しました。

集計の結果、お知らせ版の発行回数については、現状の1回が適当と思われる回答が86%になりました。

つきましては、10月以降も引き続き次のとおりとしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

	第2金曜日	第4金曜日
令和6年度	広報ひらお・チラシ・冊子など	お知らせ版・チラシ・冊子など

問合せ先：地域振興課 まちづくり班 56-7120

平生町立学校の将来の在り方を検討する 第3回スクールトーク（地域説明会）を開催します

教育委員会 学校教育課

教育委員会では、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化に対応しながら、これからの学びを支える教育環境などを見据え、次代を担う子どもたちにとって真に望ましい学校づくりを目指して、適正規模や適正配置を含めた町立学校の将来の在り方について検討を重ねてきました。

このたび、これまでの検討委員会の審議の内容や出された意見を地域のみなさんと共有しながら、子どもたちにとって真に望ましい教育環境に関するご意見をいただくため、第3回スクールトーク（地域説明会）を開催します。

町内にお住まいの方でしたらどなたでも参加できますので、ぜひご参加ください。

（事前の申込みは必要ありません）

日 時：11月27日（水）午後7時～

会 場：町役場2号棟3階 大会議室

スクールトークでいただいたご意見は「平生町立学校の将来の在り方検討委員会」に報告し、その意見を踏まえた上で、検討・審議してまいります。

◆問合せ先

教育委員会 学校教育課（TEL：56-6083）

回
覧

発行：平生町役場 地域振興課（TEL：56-7120）

「平生町お知らせ版」は、再生紙を使用しています。

防災行政無線による緊急地震速報の試験放送を行います

総務課 地域安全班

このたび、全国瞬時警報システム「Jアラート」を使用し、防災行政無線による緊急地震速報の試験放送を行います。

緊急地震速報を見聞きしてから、強い揺れが到達するまでの時間はごくわずかです。いざというとき、落ち着いて身の安全を確保するためには、どのような行動をとるかを事前に決めておき、それを実践してみることが大切です。

この機会に、ご自宅で防災訓練に取り組んでみましょう。

◆Jアラートを使用した緊急地震速報（試験放送）について

【実施日時】

11月5日（火） 午前10時ごろ

【放送内容】

「只今から訓練放送を行います」



《《 緊急地震速報チャイム音 》》

「緊急地震速報。大地震です。これは訓練放送です」×3回



「これで訓練放送を終わります」

※実際の地震と間違わないようにしてください。

※町の防災メールに登録している方には、メールが届きます。

※放送当日の気象状況等により、中止することがあります。

◆シェイクアウト訓練について

町では、消防庁が実施する緊急地震速報訓練に合わせて、シェイクアウト訓練を実施します。来庁者のみなさんにおかれましても、可能なかぎり避難行動をとっていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

地震はいつ、どこで起こるか分かりません。地震の揺れから身を守るためには、その場所や状況に応じて、冷静に行動する必要があります。

シェイクアウト訓練は、みなさんが普段過ごされている家庭、職場、学校などで気軽に取り組むことができる訓練です。試験放送に合わせて、ぜひ訓練を実施し、地震が起きた場合の行動を再確認しましょう。



DROP!



COVER!



HOLD ON!

『3つの安全行動』を1分間とってください。

「まず低く」…姿勢を低く保ちます。

「頭を守り」…テーブルの下に隠れたり、座布団で頭を覆うなど、身近にあるもので頭を守ります。

「動かない」…揺れが収まるまで、そのままじっとしていきましょう。

◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56－7111）

平生町消防団員が消防施設等の点検を行います

総務課 地域安全班

消防団では、秋季火災予防運動（11月9日～15日）の一環として、防火意識の啓発を行うとともに、町内消防施設（消火栓・防火水槽）の点検を行いますのでお知らせします。

◆実施日時 11月10日（日）午前8時～

◆実施内容 消防団員による消防施設の点検および火災予防啓発活動

◆問合せ先 町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

「高齢者の交通事故防止県民運動」が実施されます

総務課 地域安全班

県では、全国に比べて10年早いペースで高齢化が進み、今後も一段と高齢者の割合が高まる状況にあるため、高齢者が関与する交通事故の多発が懸念されます。この運動は、高齢者を交通事故から守るため、交通安全思想と交通道德の普及を図るとともに、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、高齢者の交通事故防止を図るものです。

◆運動期間 令和6年11月9日（土）～15日（金）

◆町の重点事項

〈高齢運転者の交通事故防止〉

加齢に伴う身体機能の低下により、自分の運転に不安を感じる事があれば、運転免許証の自主返納を考えてみましょう。

県では、運転免許証の自主返納を促すために「運転卒業証制度」を設け、協賛企業・団体での商品割引・サービス無償化といった支援を行っております。

詳しくは、山口県警察のホームページをご覧ください。最寄りの警察署等にお問い合わせください。

◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

町道交通規制のお知らせ

～佐賀地区で災害復旧工事を行います～

建設課 土木班

このたび、災害復旧に伴う工事を行います。

この工事により、一部車両通行止めで通り抜けできない区間が生じます。(下図)

工事期間中は、当該区間を通行する皆様には、御迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◆交通規制内容

車両通行止め（町道佐賀大野南線）

◆交通規制期間および時間

令和6年11月1日（金）～令和7年3月28日（金）終日

◆工事名

町道佐賀大野南線道路災害復旧工事

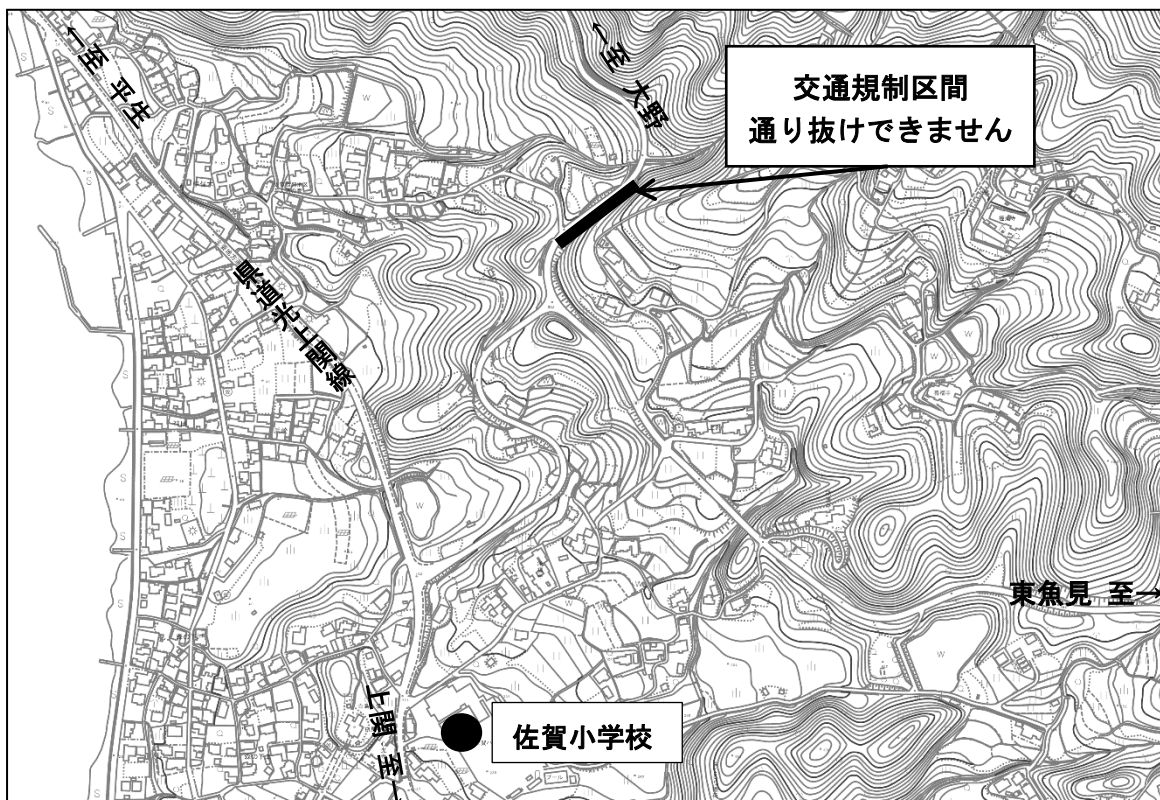
◆工事業者

(株)米谷技建（TEL：58-0558）

◆問合せ先

町役場建設課 土木班（TEL：56-7118）

◆交通規制区間



次回発行日は11月22日（金）です